

議 事 内 容

事務局 長	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第15回常設審議委員会」については、常設審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいておりますので、常設審議委員会運営規程第11条に基づき、本委員会は成立していることを先ずもって報告いたします。</p> <p>会長の挨拶の前に、事務局の紹介をさせていただきます。私どもに色々ノウハウを教えていただきたいということで、3月まで市農業委員会の事務局長をされていた さんに来ていただきましたのでご紹介いたします。</p>
主 幹	(挨拶)
事務局 長	それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	<p>おはようございます。第15回の常設審議委員会のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>いつもはこんにちはという形で午後開催しておりますけれども、今日のご承知のとおり、午後から通常総会、理事さん方におかれてはその後臨時理事会、さらに会長さん方は会長会議ということで引き続きますので、午前中の開催となりました。総会は事業年度終了後3カ月以内に開催しなければならないとなっておりますので、こういう形になっております。</p> <p>さて、先月29日には会長さん方と全国農業委員会会長大会に出席いたしまして、県選出国會議員への要請活動も行ってまいりました。今後も、県や国への意見の提出・要請など、農業委員会系統組織として現場の声が届くようしっかり活動を行ってまいりたいと思います。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取については、第4条はございません。第5条・8件うち3,000㎡を超える案件は4件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長にお願いします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、 町・ 委員と 市・ 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局</p>

及び農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局 (前月の審議案件の結果について報告)

議長 続きまして、市農業委員会からお願いします。

委員 実は、事務局の方がのっぴきならない要件が急に入りまして失礼いたしますので、県の方から説明をお願いできればと思います。

農業会議事務局 はい。では市農業委員会の案件について説明いたします。
整理番号5 - 1、申請の資材置場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されており、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

市農業委員会 市農業委員会より説明いたします。
整理番号5 - 2、申請の店舗用地への転用において、申請地は小城市役所から概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

市農業委員会 市農業委員会より説明いたします。
整理番号5 - 3、申請の区公民館、駐車場及びゲートボール場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
また、資金計画の自己資金につきましては、新幹線建設に係る補償金と区民の積立金となっております。

市農業委員会 整理番号5 - 4、申請の迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、農用地区域内農地については、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、また、第2種農地については周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について

議

は、市 1 件、市 2 件、市 1 件の計 4 件ございます。
併せてご審議のほどお願いします。

長

農地法第 5 条関係 8 件について説明がありました。
ここで、3,000㎡を超える 4 案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長

はじめに、農地法第 5 条関係、市農業委員会経由、
申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ない
でしょうか。

委 員

現状のまま利用するというので、現状は水田だと思っ
ていますが、表土剥ぎも何もしないで現状のまま利用するとい
うことでしょうか。

委 員

田圃ではあるのですが、貸付人が高齢の方でして、決
して荒れているということではないのですが、我々のパト
ロールも十分ではなかったこともあり、表土はそのまま
使える状況になっておりました。

委 員

現状で車が乗り入れられる状況なのですか。土地の
利用概要で、Uターン用地道路が2,482㎡となっ
ていますので、現状のまま道路機能がどうなのかと思
いましたので。

委 員

右ページの地図を見ていただきたいのですが、河川に
かかる川口橋を渡って堤防の上の道路を 2 センチぐ
らい下ったところに細い白い部分があると思いま
すが、ここから乗り入れている状況です。今申請地
の北の部分を使っておられまして、この辺はおそ
らく無断でUターン場所に使うのだらうと想定して
おります。他の場所は道路も細く乗り入れること
ができないので、この場所を使っていこうとい
う計画だと聞いております。

委 員

現地在 川と高速道路に挟まれた狭い区間ですが、
これを第 1 種農地としてみるのですか。第 2 種農地
ではないですか。

農業会議事務局

特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地
ということで、第 1 種農地との判断だと市の事務
局より聞いております。

委 員

おそらく川下流の北流域に水をもってくる事業が
まだ完了していないので、全域が継続中という取
扱いになっているのかもしれない。

委 員

高速道路とこの河川の間は入っていないのでは
ないかと思いますが。

委員	今の説明からすると、水の受益地に入っているのではないかと思います。
委員	おっしゃるように、川の流域に入っており、川への合流地点です。
委員	分かりました。
議長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	賃貸借の契約はどのように取り決められているか、現状復旧等について教えていただいていた方がいいでしょうか。
市農業委員会	期間は30年間となっています。その後の取り決め等については、私どもの方では把握しておりません。
委員	契約書の中に書かれているのではないですか。
市農業委員会	契約書は転用申請の添付書類とはなっておりませんので、提出されておりません。
委員	そこはいつも確認をさせていただいていると思うのですが、現状復旧されないでそのまま返還されると、高い固定資産税を地権者が払わなければならないになってしまいますので、きちんと確認してほしいと思います。
市農業委員会	はい、分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の区公民館、駐車場及びゲートボール場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	譲受人が地域の代表者となっていますが、地縁団体を設立されているのか、或いは今後されるのか、その辺りはどうなっていますでしょうか。
市農業委員会		この区は、地縁団体として認可をされております。
	委員	市管内で、他にもこういった地縁団体を設立されているところはあるのですか。
市農業委員会		はい、幾つかありまして、後々代表者が変わったときのために区として登記をされています。
	委員	登記は区長さんの名前ではないのですか。
市農業委員会		今認可をされているところは区でされています。以前は区長さんの名前でされていて、変わるたびに大変だったようですが、今は区でされています。転用申請には、代表者の名前まで入れてもらっています。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請

請の迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 地図のと は距離的にはどれくらい離れているのですか。こういった場合、一つの申請でいいののかもお聞きしたいです。

市農業委員会 から までの距離は1 kmもありません。前回の申請も一括でされておりまして、県に確認したところ今回も一括した申請でよいとのことでした。新幹線の事務局の方にも確認をしましたところ、ここの3地点は同じ期間で申請をしているので、延長も同じようにしているとのことでした。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第5条関係8件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することいたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

事務局 長

ありがとうございました。
以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

10時35分